【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書

 【提出先】
 関東財務局長

 【提出日】
 2025年10月24日

【会社名】 サイバーステップ株式会社

【英訳名】 CyberStep, Inc.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 湯浅 慎司 【本店の所在の場所】 東京都杉並区和泉一丁目22番19号

【電話番号】 0570(032)085 (代表)

【事務連絡者氏名】 取締役 緒方 淳一

【最寄りの連絡場所】 東京都杉並区和泉一丁目22番19号

【電話番号】 0570(032)085(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役 緒方 淳一

【届出の対象とした募集有価証券の種類】 株式及び新株予約権証券

【届出の対象とした募集金額】 (株式)

その他の者に対する割当 5,000,000,000円

(第42回新株予約権) その他の者に対する割当

121,538,400円

新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額

2,791,538,400円

(注) 新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額 は、全ての新株予約権が当初の行使価額で行使されたと 仮定して算出された金額であり、新株予約権の行使に際して払い 込むべき金額の合計額は増加又は減少する可能性があり ます。新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない 場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合に は、新株予約権の払込金額の総額に新株予約権の行使に 際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は減少する可能性があります。

【安定操作に関する事項】

該当事項はありません。

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

EDINET提出書類 サイバーステップ株式会社(E05601) 訂正有価証券届出書(組込方式)

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

2025年10月20日付で提出いたしました有価証券届出書及び2025年10月22日に提出いたしました有価証券届出書の訂正届出書の記載事項のうち、2025年10月24日に臨時報告書の訂正報告書を提出したことに伴い、当該臨時報告書に関連する事項を訂正するため、有価証券届出書の訂正届出書を提出するものです。

2【訂正事項】

第三部 追完情報

- 1.事業等のリスクについて
- 2. 臨時報告書の提出

3【訂正箇所】

訂正箇所は下線で示しています。

第三部【追完情報】

1.事業等のリスクについて

(訂正前)

「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書(第25期、提出日2025年8月29日)(以下「有価証券報告書」といいます。)の提出日以降、本有価証券届出書の訂正届出書提出日(2025年10月22日)までの間において、新株式発行に伴い株式価値の希薄化が生じました。そのため、当該有価証券報告書における「事業等のリスク」に追加(変更)が生じております。

それ以外の事項について、当該有価証券報告書等に記載されている将来に関する事項は、<u>本有価証券届出書の訂正</u>届出書提出日(2025年10月22日)現在においても変更の必要はないものと判断しております。

(訂正後)

「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書(第25期、提出日2025年8月29日)(以下「有価証券報告書」といいます。)の提出日以降、本有価証券届出書の訂正届出書提出日(2025年10月24日)までの間において、新株式発行に伴い株式価値の希薄化が生じました。そのため、当該有価証券報告書における「事業等のリスク」に追加(変更)が生じております。

それ以外の事項について、当該有価証券報告書等に記載されている将来に関する事項は、<u>本有価証券届出書の訂正届出書提出日(2025年10月24日)</u>現在においても変更の必要はないものと判断しております。
<省略 >

2. 臨時報告書の提出

(訂正前)

後記「第四部 組込情報」に記載の第25期有価証券報告書の提出日(2025年8月29日)以降、<u>本有価証券届出書の訂正届出書提出日(2025年10月22日)</u>までの間において、以下の臨時報告書を関東財務局長に提出しております。 (2025年10月22日提出)

<省略>

(訂正後)

後記「第四部 組込情報」に記載の第25期有価証券報告書の提出日(2025年8月29日)以降、本有価証券届出書の 訂正届出書提出日(2025年10月24日)までの間において、以下の臨時報告書を関東財務局長に提出しております。 (2025年10月24日提出の臨時報告書の訂正報告書)

1 臨時報告書の訂正報告書の提出理由

2025年10月22日付で金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第8号の2の規定に基づき提出した臨時報告書の「2 報告内容 (5)取得対象子会社に関する子会社取得の対価の額」について、記載事項の一部に訂正すべき事項がありましたので、これを訂正するため金融商品取引法第24条の5第5項の規定に基づき、本臨時報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2 訂正事項

2 報告内容

(5) 取得対象子会社に関する子会社取得の対価の額

3 訂正内容

訂正箇所には____を付しております。

(訂正前)

ア	IJ	ア	'株式会社
---	----	---	-------

アリア株式会社の普通株式1,900百万円アドバイザリー費用等(概算額)350百万円合計(概算額)2,250百万円

株式会社3 rd

株式会社 3 rdの普通株式1,250百万円アドバイザリー費用等(概算額)325百万円合計(概算額)1,575百万円

(訂正後)

アリア株式会社

アリア株式会社の普通株式1,900百万円アドバイザリー費用等(概算額)3百万円合計(概算額)1,903百万円

株式会社 3 rd

株式会社 3 rdの普通株式1,250百万円アドバイザリー費用等(概算額)3百万円合計(概算額)1,253百万円

(2025年10月22日提出)

<省略>